

○農林水產委員會

內閣提出法律案（八件）

| 番号 | 名 | 件 | 番号 |
|-------------------------------|----------------|------|-----|
| 33 る法律案 の一部を改正す る法律案 | (農林水産委員会五七八四長) | 提出月日 | 提出者 |
| 五七、八、五 | 付月日 | 予備送 | 月日 |
| 五七、八、五 | 付月日 | 本院へ | 月日 |
| 五七、八、五 (予) | 付委員会 員託会 | 参議院 | 月日 |
| 可五七、八、一九 決 | 議委員 決会 | 議院 | 月日 |
| 可五七、八、二〇 決 | 議本會 決議 | 議院 | 月日 |
| | 付委員 員託会 | 衆議院 | 月日 |
| | 議委員 決会 | 議院 | 月日 |
| 可五七、八、五 決 | 議本會 決議 | 議院 | 月日 |
| | 備考 | | |

衆議院議員提出法律案（一件）

| 案 | 農業協同組合法の一部を改正する法律 | 62 | 番号 |
|-----|---|---------|---------|
| 提出者 | 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 | 63 | 件 |
| 月日 | 五七、三、一五 | 五七、五、一四 | 月日 |
| 受領 | 三二九 | 三二六 | 受領 |
| (予) | 三一九 | 三一五 | (予) |
| 可決 | 三二九 | 八、三 | 可決 |
| 可決 | 三二九 | 八、四 | 可決 |
| | 三二九 | 三、五 | 五七、三、一五 |
| 可決 | 三二九 | 五、二三 | 可決 |
| 可決 | 三二九 | 五一四 | 可決 |
| | | | 備考 |

国会の承認を求めるの件（一件）

| 番号 | 件 | 名 | 提出 | 月日 | 提出 | 受領 | 付月日 | 又は(衆)へ 送付 | 本院に受領 |
|--------|-----------------------|------|------|--------|------|--------|--------|--------------|-------|
| 2 | 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件 | | | | | | | | |
| 五七、二二三 | (予) | 付委員会 | 議員決会 | 五七、三三〇 | 議員決会 | 承認 | 五七、三三一 | 付委員会 | 議院 |
| 五七、二二三 | 承認 | 議員決会 | 議員決会 | 五七、二二三 | 付委員会 | 五七、二二三 | 五七、二二三 | 議院 | 衆議院 |
| 五七、二二三 | 承認 | 議員決会 | 議員決会 | 五七、二二三 | 付委員会 | 五七、二二三 | 五七、二二三 | 議院 | 衆議院 |
| 五七、二二三 | 承認 | 議員決会 | 議員決会 | 五七、二二三 | 付委員会 | 五七、二二三 | 五七、二二三 | 議院 | 衆議院 |

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三
一号）（衆議院送付）

五七、二一〇 内閣提出

三、一九
參可決

四

本法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、本年三月末をもつて失効する現行法の体系を整備拡充して森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保す

るため、被害木の破碎、焼却等による駆除、航空機による薬剤防除、松林の他の樹種からなる森林への転換等の松くい虫被害対策を緊急かつ総合的に推進する措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

とするもので、主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「松くい虫防除特別措置法」から「松くい虫被害対策特別措置法」に改めるとともに、森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保するため目的規定について必要な整備を行う。

二、松くい虫被害対策の総合的展開がなされるよう農林水産大臣の定める基本方針に明記されるべき事項を整備する。

また、都道府県知事は基本方針に即して、計画的、総

合的被害対策が展開されるよう都道府県実施計画を定める。

る。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）
(衆議院送付)

三、市町村は、都道府県実施計画と調和しつつ地域の被害対策を計画的に行うため新たに地区実施計画を定める。

四、農林水産大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、公益的機能の高い松林又は被害の拡大を防止する上で重要な松林であつて被害の程度が高いものにつき、当該松林の所有者等に特別伐倒駆除を命ずることができる。

また、当該命令に係る損失補償、国の補助について必要な規定の整備をする。

五、本法律の有効期限を昭和六十二年三月三十一日に改める。

なお、衆議院において、農林水産大臣が定める基本方針の内容及び松くい虫駆除に係る薬剤の使用をする者が留意すべき事項について修正がなされた。

本法律案は、複雑かつ大規模化する最近の海外農業開発の円滑な推進を図るために、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるよう所要の規定を整備しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、農用地開発公団は、従来の業務に支障のない範囲内で、新たに、国際協力事業団等の委託により、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に関する調査等の業務及び、この業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報を収集し整備する業務を行うことができるものとする。

委員長報告

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の委員長報告参照

五七、二、一〇 内閣提出

四、二三、衆可決

五、一二 参可決

する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、複雑かつ大規模化する最近の海外農業開発の円滑な推進を図るため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるよう所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、わが国の経済協力の現状と今後の見通し、国際社会における海外農業協力の位置づけ、農用地開発公団に新たに海外農業開発調査等の業務を創設する理由及びその業務に対応する組織、職員等のあり方、農業基盤整備事業の実態、土地改良長期計画の進捗状況等について質疑がなされました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田京子委員から本法律案に対し反対する旨の討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）

議院送付）

五七、二、一三 内閣提出

四、八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本法律案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るために、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務を中央漁業信用基金に承継させる措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

なお、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、第二院クラブ各会派共同提案による海外農業協力事業の推進と農用地開発公団の行う業務の一層の充実を内容とする附帯決議を行いました。

以上御報告いたします。

一、漁獲共済の仕組みの改善

加入の拡大を図るため、地域の実態に応じて加入集団及び加入区を設けることができるようとする。また、継続的な加入を確保するため、漁獲共済契約と併せて契約する継続申込特約方式を導入し、この方式による契約については、補償水準が大幅に変動しないように措置する。

二、養殖共済の仕組みの改善

加入の拡大を図るため、契約締結要件を緩和し、漁業者が自己の共済需要に応じて加入できるようとする。また、共済金の支払方法を改め、特定の共済事故によつて生じた損害数量の一定割合をてん補の対象としないよう措置する。

三、その他の共済事業の仕組みの改善

試験的に実施している特定養殖共済について、養殖施設を共済の対象とすること等の措置を講ずる。また、地域的な共済需要に応ずるため、新たに、漁業共済組合が自主的に地域共済事業を実施することができるよう措置する。

四、漁業共済基金の整理

漁業共済基金は、昭和五十七年中に解散することとし、その一切の権利及び義務は、同基金の業務を引き継ぐこととする。

ととなる中央漁業信用基金が承継することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務並びに一切の権利及び義務を中央漁業信用基金に承継されること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、現在の漁業情勢を開拓するための基本的な水産政策のあり方、漁業共済制度の位置づけ、法改正の必要性、本制度の低加入率の原因と加入促進策、今回の改正による加入者の増加見込み、共済收支の悪化の原因、特に二百海里ショックとの関係、継続契約方式の導入による利点、国庫補助のあり方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による中小漁業の経営実態を反映した補償水準の設定に努めること等十項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五七、二、一九 内閣提出

四、二〇 衆可決

四、二八 参可決

本法律案は、最近の中小漁業経営における省エネルギーの改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画において定める事項として、新たに漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の必要性とその効果、税制上の割り増し償却の取扱方針、省エネルギー型漁船の建造の見通し、第二次中小漁業構造改善基本方針と法改正の関連性、中小漁業経営の自己資本比率の改善策、日本型食生活における水産物の位置づけ、水産物需要の増大策、減船整備による漁業構造再編対策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

要旨
本法律案の主な内容は次のとおりである。
一、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針に定める事項として、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。
二、漁業協同組合等が一の基本方針に沿つて作成する中小

漁業構造改善計画に定める事項として、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による省エネルギー漁船・機器等の普及を図ること等第三項目の附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上御報告いたします。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第六一號）（衆議院送付）

- 五七、三、一五 内閣提出
- 四、二三 衆可決
- 七、九 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結に伴い、同条約と同条約に対応する国内法としての種苗法との整合性を保つため、品種登録を受けることができる

る外国人の範囲等について所要の規定の整備を行おうとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、品種登録を受けることができる外国人の範囲の改正

品種登録を受けることができる外国人として、日本国民を保護する国の国民のほか、新たに、条約加盟国に住所等を有する者を加えるものとする。

二、優先権に関する規定の整備

品種登録の出願者は、条約加盟国へ出願をした後一年以内にその品種について我が国へ出願する場合等には、優先権を主張することができることとし、優先権を主張したときには、加盟国等への出願の日から我が国への出願の日までの間に、同一品種についての出願、公表、譲渡がされても、品種登録は妨げられないものとする。

三、条約の効力に関する規定の新設

新品種の保護に関する條約に別段の定めがあるときは、その規定によるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十一年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一

八年十月二十三日にジユネーヴで改正された千九百六十一
八年十月二十三日にジユネーヴで改正された千九百六十一

五七、三、一五 内閣提出
五、一四 衆可決
八、四 参可決

年十二月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結に伴い、品種登録を受けることができる外国人の範囲等につき所要の改正を行い、条約とこれに対応する国内法との整合性を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、種苗制度の運用経過、品種登録の審査体制、品種特性の維持管理、優良品種の普及促進、品質改良促進上の国際技術協力、国際条約加盟の効果等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案による、迅速な品種登録の審査に努めること等四項目の附帯決議を全会一致で行いました。
以上御報告いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）（衆議院送付）

要旨

本法律案は、農協をめぐる社会経済情勢の変化に対応して、信用事業制度の整備改善等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、信用事業を行う組合の内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。
- 二、信用事業を行う連合会の有価証券の払込金の受入れ等の業務について、地方債等に限り、員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。
- 三、信用事業を行う連合会の貸付けについて、特定の連合会に限り、特例的に、その資金量の一定割合まで緩和するみちをひらくものとする。
- 四、連合会の総代を、定款で定めるところにより、総会外においても選挙することができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の内容を申し上げます。

農業協同組合法改正案は、最近の社会経済情勢の変化に対応して、農業協同組合の行う内国為替取引事業及び農業協同組合連合会の行う資金の貸付事業等に係る組合員以外の者の利用の制限の緩和等を図るとともに、農業協同組合連合会の総代を総会外においても選挙する道を開こうとするものであります。

また、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定措置を講ずるほか、年金の最低保障額の引き上げ、標準給与の月額の上下限の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題とし、参考人の出席も求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、農業協同組合法改正案に対しても、農協の本質とるべき姿、員外利用制限緩和と農協の本質、信用事業の現状とその背景、全銀内為制度加盟への体制整

備、また、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案に対しては、年金財政の将来見通しと財政基盤強化、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金一元化問題、年金改定の実施時期、恩給に準じた年金改定の是非等であります。

質疑を終わり、農業協同組合法改正案の討論に入りましたところ、神谷委員より日本共産党を代表して本改正案に反対する旨の討論があり、農業協同組合法改正案は、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対し、農協及び連合会の執行体制の整備と責任体制の確立を図ること等八項目の附帯決議を全会一致で行いました。

続いて、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案に対し、勝又委員より、日本社会党、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合、第二院クラブを代表して、年金額の改定の実施時期を一ヶ月繰り上げることを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本修正案は賛成少数で否決され、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案は、討論もなく、採決の結果、賛成多数

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対し、国の財政再建期間中減額されることとなつた国庫補助額については、当該期間経過後速やかに適正な利子相当額を加え、その減額分を補てんすること等五項目の附帯決議を全会一致で行いました。

以上御報告いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六三号)(衆議院送付)

ただし、その引上げ後の平均標準給与の年額が四百六万二千四百円以上である退職年金等については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止することとする。

二、退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げることとする。

三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万二千円から七万五千円に、上限を四十二万円から四十四万円にそれぞれ引き上げることとする。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和五十七年五月

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内

容は次のとおりである。

一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、

昭和五十六年度の国家公務員給与の上昇率を基準として平均五・〇パーセント引き上げ、年金額の増額を昭和五十七年五月分から行うこととする。

五七、三、一五 内閣提出

五、一四 衆修正

八、四 参可決

「一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の修正が行われている。

委員長報告

農業協同組合法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六九号）（衆議院送付）

度等を考慮して定める。

なお、異性化糖の事業団売買に伴う収入の見込みに応じて、砂糖の事業団売買価格を修正する。

三、輸入糖及び異性化糖の事業団売買価格の特例

国産糖の事業団売買価格を決定する際の市価参酌を円滑に行うため、砂糖の市価が一定水準を下回っている場合等において、各企業につき一定の数量を超える輸入糖及び異性化糖についての売買価格は、通常の売買価格に一定額を加えた額とする。

この一定額は、砂糖の供給量の増加が砂糖の市価等に及ぼす影響の程度を考慮して定める。

ものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

新たに異性化糖を事業団の売買対象とすることに伴い、異性化糖との価格調整に関する措置を目的規定に加える。

二、異性化糖の砂糖との価格調整等

一定の条件下にある異性化糖については、事業団による売買を通して砂糖との価格調整を行う。この場合の売買差額の算定は輸入糖の場合に準じた方法によつて行い、その水準は異性化糖が砂糖の価格形成に及ぼす影響の程度等を考慮して定める。

五七、三、一九 内閣提出
三、二六 衆可決
三、三一 参可決

要旨

本法律案は、でん粉を原料とする新しい甘味料である異性化糖の急増等最近の砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに輸入糖及び異性化糖の事業団売買価格安定事業団（以下「事業団」という。）の売買価格の特例措置等を定めようとする

四、その他

この法律は、公布の日から一月の範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、異性化糖の砂糖との価格調整措置等は、昭和五十七年十月一日以後に適用する。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆第三三号）（衆議院提出）

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに指定糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団の売り戻しの価格の特例措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、甘味の需給動向、異性化糖を事業団売買の対象とする理由、市価参酌の意義等について質疑が行われました。

質疑を終り、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつ

て行いました。
以上御報告申し上げます。

要旨

五七、八、四 衆農林水産委員長提出
八、五 衆可決
八、二〇 参可決

本法律案は、最近における蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団が保有する生糸、生糸需要の増進に資するため、新規の用途に向ける場合等に売り渡すことができるなどとする等、所要の整備を行おうとするものであつて、その主要な内容は次のとおりである。

一、事業団が保有する国産糸について、現行の中間安定を図るための生糸の売渡し等のほか、新規用途等生糸需要

の増進に資するための売渡しの途を開く特例を設ける。

二、事業団が保有する輸入糸についても、国産糸の場合と同様に、新規用途等生糸需要の増進に資するための売渡しの途を開く。

なお、これに関連して、従来は輸入糸につき現行法の運用で行つてきたいわゆる一般売渡し及び実需者売渡しを、法律上明確に位置づける。

三、事業団の保有する輸入糸を糸価安定のために売り渡す場合において、コスト価格以下では売り渡せないこととされていたことの例外を設ける。

委員会におきましては、今回の改正に伴う改正法の運用とその効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第二号）（衆議院送付）

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、最近の蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、当該事業団が保有する生糸を、生糸需要の増進に資するため、新規の用途における場合等に売り渡すことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

要旨

承認を求める漁港整備計画の主な内容は次のとおりである。

一、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から指定漁

港のうち、漁業及び地域の振興上特に重要な漁港について整備することとし、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要のあるものを整備漁港として採択する。

- 二、前項の方針に基づき、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港の施設を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました二案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁港整備計画変更承認の件は、現行漁港整備計画の全部を変更して、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港について漁港修築事業を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の第七次計画策定の理由、事業費の確保、調整費の趣旨、新計画の採択漁港数等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつ

て行いました。

次に、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案は、松林における松くい虫の被害が依然として発生している状況にかんがみ、今月末に失効する現行法を五年間延長して、被害木の伐倒、破碎、焼却、薬剤の空中散布、地上散布、樹種転換等の松くい虫被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、松くい虫被害が増大した理由、防除対策のあり方、薬剤防除の効果と環境への影響、被害木の活用等について質疑が行われました。

質疑を終わり、社会党坂倉藤吾君及び共産党下田京子君からそれぞれ修正案が提案され、討論に入りましたところ、社会党村沢牧君から社会党修正案に賛成の討論がなされました。

討論を終わり、これらの三案を順次採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。